

31年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2.1.24	R2.2.3	神田川整備工事(その211) 第一回設計変更 設計書類一式	1	1															建設局 河川部 改修課
2	R2.1.28	R2.2.3	千ヶ瀬アンダー擁壁構造図	14	1															建設局 東京都 西多摩建設事務所 補修課
3	R2.1.29	R2.2.5	土砂災害防止法に関する基礎調査(急 傾斜地の崩壊)の区域調書201037- K022、201037-K028	1	1															建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課
4	R2.1.30	R2.2.5	隅田川(神谷三丁目地区)被覆修景工事 及び(新神谷橋上流)右岸防潮堤耐震補 強工事(その3)その2 (第2回変更) 設計書類一式	1	1															建設局 河川部 改修課
5	R2.1.24	R2.2.6	海老取川防潮堤耐震補強工事に伴う係 留施設復旧工事 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 第二建設事務所 工事第二課
6	R2.1.27	R2.2.6	車両基地整備工事(30一-築地) 工事変更書(第2回) 設計書類一式	1	1															建設局 道路建設部 街路課
7	R2.1.27	R2.2.6	神田川整備工事(その155) 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 第三建設事務所 工事第二課
8	R2.2.4	R2.2.7	道路施設整備工事(31四の10) 北町若 木トンネル換気所ほか4か所伝送装置 改修 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 第四建設事務所 補修課
9	R2.2.4	R2.2.14	・新川大橋(江戸川区江戸川五～東葛 西一) ・新水戸橋(葛飾区小菅一～小菅三) 一般図、側面図、標準断面図	5	1															建設局 東京都 第五建設事務所 補修課

31年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
10	R2. 2. 13	R2. 2. 17	街路築造工事及び電線共同溝設置工事その3 (29西-青梅3・4・4) 工事変更書(第5回) 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 西多摩建設事務所 工事第一課	
11	R2. 1. 17	R2. 2. 18	1. 都立駒沢公園多面的活用プロジェクト事業者募集における、選定事業者の事業提案書 2. 都立木場公園多面的活用プロジェクト事業者募集における、選定事業者の事業提案書																	(第7条第3号) 当該公文書は、本プロジェクトの事業者募集に参加する他の法人等との競争下において提出された当該法人の経営ノウハウに関する情報である。 これらの情報を公にすることによりその経営ノウハウが流出すると、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため (第7条第6号) 当該公文書は、本プロジェクトの事業者募集に参加する他の法人等との競争下において提出された当該法人の経営ノウハウに関する情報である。 これらの情報を公にすることによりその経営ノウハウが流出すると、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれてしまうため、通常は当該法人内にとどめておくべき情報である。 このような当該法人にとって重要な情報を公にすれば、東京都と当該法人との信頼関係を不当に損ない、事業者の募集に係る東京都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	建設局 公園緑地部 公園課
12	R2. 2. 5	R2. 2. 18	福生都市計画道路3・4・12号を都が羽村市に整備委託した時の条件を含む整備委託書一式																	福生都市計画道路3・4・12号線について、都は羽村市へ整備を委託していない。また、当該道路の全体整備計画について都は羽村市から資料を收受していない。そのため、当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 道路建設部 道路橋梁課
13	R2. 2. 13	R2. 2. 19	仙台堀川護岸耐震対策詳細設計(その6) 当初設計書、変更設計書 平久川護岸耐震対策詳細設計(その5) 当初設計書 大横川護岸耐震対策詳細設計(その8) 当初設計書 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 江東治水事務所 内部河川工事課	
14	R2. 2. 14	R2. 2. 19	千登世小橋改良工事(30四-環5の1雑司が谷) 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 第四建設事務所 工事第一課	

31年度 公文書開示（2月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
15	R2. 2. 17	R2. 2. 20	古川整備工事(その21) 第1回変更設計書 設計書類一式	1	1														建設局 河川部 改修課
16	R2. 2. 10	R2. 2. 21	北十間川護岸建設工事(その3) ・31財経一第2898号 令和2年2月5日 付 設計変更 設計書類一式	1	1														建設局 河川部 改修課
17	R2. 2. 12	R2. 2. 21	毛長川整備工事(舎人橋上流その1) 第一回設計変更 設計書類一式	1	1														建設局 河川部 改修課
18	R2. 2. 13	R2. 2. 21	道路災害防除工事(31西の2) 設計変更図書 設計書類一式	1	1														建設局 東京都 西多摩建設事務所 補修課
19	R2. 2. 14	R2. 2. 21	妙正寺川整備工事(その202) 第四回設計変更 設計書類一式	1	1														建設局 河川部 改修課
20	R2. 2. 14	R2. 2. 24	聖橋長寿命化工事(橋台補修)その2 第1回設計変更(金額入り内訳書) 設計書類一式	1	1														建設局 道路管理部 保全課
21	R2. 2. 17	R2. 2. 25	平成31年度 街路樹診断単価表	8	1														建設局 公園緑地部 計画課
22	R2. 2. 18	R2. 2. 27	路面補修工事(31奥の2)及び市道橋維 持工事(橋面舗装) 設計書類一式	1	1														建設局 東京都 西多摩建設事務所 奥多摩出張所

31年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
23	R2.2.18	R2.2.27	①街路築造工事及び電線共同溝設置工事その2 (31北南-西東京3・4・9 1期) ②街路築造工事 (31北南-西東京3・2・6) その2 ③交差点改良工事及び電線共同溝設置工事 (31北南-すいすい四軒寺交差点) その2 設計書類一式	1	1														建設局 東京都 北多摩南部建設事務所 工事第一課	
24	R2.2.18	R2.2.27	路面補修工事 (31西の13) 設計書類一式	1	1														建設局 東京都 西多摩建設事務所 補修課	
25	R2.2.18	R2.2.28	路面補修工事 (31南東の10) 設計書類一式	1	1														建設局 東京都 南多摩東部建設事務所 補修課	
26	R2.1.17	R2.2.28	損害賠償等請求事件の訴訟資料及び証拠																(第7条第2号) ・訴訟記録は何人も閲覧請求をすることができるため(民事訴訟法第91条)、事件番号を知ることにより当該事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、その結果、当該訴訟記録に記載された個人の氏名等を知ることができるから、事件番号は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当するため。 ・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため。 (第7条第3号) 法人に関する情報であって、特定の法人を識別することができるものに該当し、当該情報を公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (第7条第4号) 印影及び裁判官の署名、印影は、公にすることにより偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 道路建設部 道路橋梁課
27	R2.1.17	R2.2.28	「コンクリート構造物の品質向上のための施工Q&A 2015年改訂版」(社団法人日本土木工業会 土木工事技術委員会コンクリート技術部会)																(第2条第2号) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに該当するものであり、公文書には該当しないため。	建設局 道路建設部 道路橋梁課